

福島県ＩＣＴ推進市町村支援事業費補助金交付要綱

(令和2年4月1日 制定)

(令和4年4月1日 一部改正)

(令和5年4月1日 一部改正)

(令和7年4月1日 一部改正)

(趣旨)

第1条 県は、AIやIoT等の先端的な情報通信技術（以下、「ICT」という。）を活用した住民サービスの向上や市町村の業務効率化等を推進し、また、デジタル化の恩恵を広く行き渡らせるため、市町村および市町村事務の合理化を目的に市町村のみで構成される協議会等（以下、「市町村等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 先端的なICT

先端的なICTとは、AI、IoT、RPA、またはICTを活用して行うビッグデータの収集及び分析のほか、行政サービスの向上や業務効率化等に資する新たに開発されたICTをいう。

(2) AI

AIとは、機械学習やディープラーニング等の技術を取り入れ、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、または、人間が知的と感じる情報処理技術をいう。

(3) IoT

IoTとは、自動車、家電、ロボット、施設など様々なモノが情報のやり取りを行うため、インターネットに接続する技術で、いわゆる「モノのインターネット」をいう。

(4) RPA

RPAとは、ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化をいう。

(5) ビッグデータ

ICTの進展によりインターネットやIoT等から生成・収集・蓄積等が可能・容易となった多種多量のデータをいう。

(6) 財政力指數

特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）第2条第1項第1号に規定する財政力指數をいう。

(7) デジタルサポーター

デジタルデバイド解消の活動を行うために県が登録した者をいう。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助金の交付対象事業（以下、「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 補助の対象となる事業は、市町村等が、先端的なＩＣＴを活用し、住民サービスの向上や行政課題の分析・解決、団体内における業務効率化を図る事業であって、国庫補助金の交付を受けない事業とする。
- (2) 市町村がデジタルソーターを活用して実施するスマホ教室などのデジタルデバイド解消に寄与する事業とする。

(補助の対象となる経費及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1のとおりとする。

- 2 補助率及び補助上限額は、別表2の区分に応じた率及び額を適用する。
- 3 補助金は、第1項の補助の対象となる経費に第2項の補助率を乗じた額と第2項の補助上限額とを比較し、低い方の額とする。
なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 予算書写し又は歳入歳出予算（見込）書抄本（様式第2号）
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費が20パーセント以内の減額であるもの
 - (2) 別表1に掲げる補助対象経費区分間における20パーセント以内の流用増減であるもの
 - (3) 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの
- 2 市町村等の代表者は、前項に規定する軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ文書でその旨を知事に届け出るものとする。
 - 3 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市町村等が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- (2) 市町村等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せざることがある。
- (3) 市町村等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(変更の承認の申請)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、ICT推進市町村支援事業費補助事業変更承認申請書（第3号様式）又は中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

2 申請を取り下げようとする市町村等の代表者は、前項に規定する期日までに、ICT推進市町村支援事業費補助事業交付申請取下げ届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 市町村等の代表者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、ICT推進市町村支援事業費補助金概算払請求書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業の進捗状況が確認できる資料

(補助事業遅延の届出)

第10条 市町村等の代表者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにICT推進市町村支援事業費補助事業遅延報告書（第7号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 規則第11条の規定による事業の遂行及び収支の状況の報告は、知事が必要と認めて報告を求めたとき、ICT推進市町村支援事業費補助事業実施状況報告書（第8号様式）により行うものとする。

2 市町村等の代表者は、当該事業が完了したときは、速やかにICT推進市町村支援事業費補助事業完了報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、ICT推進市町村支援事業費補助事業実績報告書（第10号様式）により事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月5日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の交付の請求）

第13条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業等が完了した場合は、ICT推進市町村支援事業費補助金精算払請求書（第11号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価50万円以上のものとする。

3 市町村等の代表者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、第2項に該当するものについて、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめICT推進市町村支援事業費補助金に係る財産処分申請書（第12号様式）により知事の承認を得なければならない。ただし、第1項に規定する財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りではない。

4 市町村等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

5 市町村等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第15条 補助金の交付を受けた市町村等の代表者は、補助金の収支状況を記載した会計

帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 補助の対象となる経費

事業区分	経費区分	説明
第3条第1項第1号に掲げる事業	1 企画費	<p>最適なシステム導入を行うため、検討委員会の開催や外部アドバイザー等からの意見聴取、外部事業者への委託等により、現行業務を分析し、システム導入の計画を作成する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 報償費（委員・外部アドバイザー等） 2 旅費（委員・外部アドバイザー等） 3 使用料（委員会会場等） 4 業務委託費 5 現行業務を分析・システムの導入計画の作成の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費
	2 導入費	<p>システム開発、パッケージシステムの導入やカスタマイズ、システム機器のリースなどシステムの導入に係る次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 業務委託費 2 ソフトウェア購入費 3 ソフトウェア利用料 4 システム機器賃借料 5 システム機器購入費 6 クラウドサービス利用料 7 ネットワーク工事費 8 通信費 9 システムの導入に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費
	3 運用費	<p>システムの運用に係る次の経費（初年度の運用経費に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 業務委託費 2 ソフトウェア利用料 3 システム機器賃借料 4 クラウドサービス利用料 5 通信費 6 システムの運用に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費（事務的経費を除く。）
第3条第1項第2号に掲げる事業	4 運営費	<p>スマホ教室の実施に係る次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 会場使用料 2 Wi-Fiルータ使用料（リースに限る） 3 貸出用スマホ使用料（リースに限る） 4 スマホ教室の実施に必要なもので必要と認められる経費

別表2 補助率等

事業区分	区分	事業形態	補助率	補助上限額
第3条第1項第1号に掲げる事業	前々年度の財政力指数が0.4未満であり、現年度の4月1日現在において次のいずれかに該当する市町村または、当該市町村のみで構成される協議会等 ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条及び第41条（過疎地域） イ 過疎法第3条（一部過疎） ウ 過疎法第42条（みなし過疎） エ 過疎法附則第5条から第8条のいずれかに該当する市町村（特定市町村等）	複数の市町村が共同で実施する事業 上記以外の事業	2／3以内 1／2以内	6,600千円 5,000千円
	上記以外の市町村等	複数の市町村が共同で実施する事業	1／2以内	5,000千円
	上記以外の事業	1／3以内	3,300千円	
第3条第1項第2号に掲げる事業	全市町村	—	2／3以内	500千円